

高校奨学金制度のお知らせ

< 奈良県 >

1 高校奨学金制度

奈良県における公的な高校奨学金制度には下記のようなものがあります。各自の実情やニーズにあった奨学金制度を選択して、有効にご活用ください。

なお、いずれも無利子の貸与制度ですが、各制度の相互の併給はできません。

各奨学金制度の詳細については、それぞれの制度の問い合わせ先へご確認ください。

奨学金名		募集時期	貸与時期	備 考	問い合わせ先
高等学校等奨学金	修学支援奨学金	4 月～5 月中旬	前期分 8 月中旬 (継続者は 4 月末)		奈良県教育委員会事務局 学校支援課 授業料奨学金係 〒 630-8502 奈良市登大路町 30 番地 (電話 0742-27-9859 [ダイヤルイン])
	育成奨学金	4 月～5 月中旬 ※(緊急採用制度あり)	後期分 10 月中旬	高等学校等進学予定者に対する予約制度あり令和 5 年 10 月中受付	
生活福祉資金 貸付制度 【教育支援費】 【就学支度費】		随 時	修学期間中	市町村福祉協議会 又は、奈良県社会福祉協議会 生活支援課	奈良県社会福祉協議会 〒 634-0061 橿原市大久保町 320-11 (電話:0744-29-0100 [代表])
福祉系高校修学資金 貸付制度		年 1 回	修学期間中	在学する学校 又は、奈良県社会福祉協議会 生活支援課	
母子父子寡婦 福祉資金 【修学資金】 【就学支度資金】		随 時	【修学資金】 修学期間中 【就学支度資金】 一括	奈良市にお住まいの方	奈良市 子ども育成課 (電話 0742-34-5042)
				奈良市、五條市、宇陀市、宇陀郡、吉野郡以外に、お住まいの方	奈良県中和福祉事務所 (電話 0744-48-3020)
				五條市、宇陀市、宇陀郡、吉野郡にお住まいの方	奈良県吉野福祉事務所 (電話 0746-32-5315)

※家計の急変により緊急に奨学金を必要とする場合は随時申込可

2 返還について

すべての奨学金については返還を必要とします。返還期間は下記の通りです。

- | | |
|-----------------------|--------|
| ○ 高等学校等奨学金----- | 10 年以内 |
| ○ 生活福祉資金 [教育支援資金]--- | 10 年以内 |
| ○ 母子父子寡婦福祉資金[修学資金]--- | 要相談 |
| ○ 母子父子寡婦福祉資金[就学支度資金] | 要相談 |

< 制度利用に際してのお願い事項 >

奨学金の貸与を受けて卒業された後は、**所定の期間内に返還していただくことになります。**
これらの返還金は今後、後輩の生徒たちが奨学金を活用する際の財源となっていきます。
奨学金制度を円滑に運営していくために返還方法等を十分ご理解のうえご活用ください。
なお、約束の期間内に返還されない場合は延滞金を加算して返還していただくことになります。

◎各高校奨学金制度の概要

各制度・貸与の諸条件

高等学校等奨学金

◎ 修学支援奨学金

所得基準：生活保護基準額の1.5倍まで
申込窓口：各学校を通して申し込み
対象校：高等学校,高等専門学校,中等教育学校(後期課程)
※その年度の予算枠がある為、すべて採用とは限りません
申請書類：申請書・課税証明書・住民票謄本等
※生活保護世帯は別途貸与額

◎ 育成奨学金

意欲基準：向学心、勉学意欲があり、評定平均値 3.0 以上（5段階評価）
所得基準：生活保護基準額の1.5倍まで、意欲のある生徒は3.0倍まで
＜ただし、中学3年秋の予約申請は1.5倍まで＞
申込窓口：各学校を通して申し込み
対象校：高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等学校の専攻科、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校（高等課程）
申請書類：申請書・課税証明書・住民票謄本等

生活福祉資金貸付制度

【教育支援費】【就学支度費】

所得基準：生活保護基準額の1.7倍程度の世帯まで
申込窓口：市町村社会福祉協議会
対象校：高等学校、高等専門学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校高等部、専修学校（高等課程）
申請書類：申込書・所得証明書・在学証明書
合格通知書(写)・民生委員意見書
市町村社協意見書・住民票等
※外国籍の方は、現住地に6ヶ月以上居住していること
※学校種別、通学方法により限度額が異なります。
※返還期間：10年以内
※生活保護世帯は別途貸与額

母子父子寡婦福祉資金

貸付対象者：配偶者のいない女子（男子）で、現に児童（20歳未満）を扶養している者またはその児童（20歳以上の子を扶養している寡婦を含む）
特記事項：第三者の連帯保証人が必要
対象校：高等学校、高等専門学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校高等部、専修学校（高等課程）
申請書類：申請書・在学証明書又は合格通知書(写)
戸籍謄本・住民票謄本・保証人所得証明
※専修学校（高等課程）の貸与額は高校と同額
※返還期間：10年以内
※修学資金は月額。就学支度資金は一括。

福祉系高校修学資金貸付事業

貸付対象者：介護福祉士の資格所得を目指して福祉系高校に在学する学生で、次のすべてを満たす者（20人程度）
①卒業後、県内お施設・事業所で介護職員等の業務に従事しようとする意思がある。
②学校長の推薦がある。③他の都道府県から同様の修学資金の貸付を受けていない
申込期限：学校担当者へお問い合わせください。
※5月末までに学校を通じて貸付可否連絡。
毎年6月末、指定口座へ振込。
返還：卒業後、1年以内に介護福祉士登録し、県内で介護職員等の業務に就き、3年間引き続きその業務に従事した場合は、貸付金の返還が免除。

貸与額 修学支援・育成共通（令和4年度実績）

区分	自宅通学	自宅外通学
国公立	18,000円/月	23,000円/月
私立	30,000円/月	35,000円/月
へき地加算 12,000円/月 (へき地の自宅通学者のみ)		

内容	自宅通学	貸付限度額
教育支援費	高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	60,000円（月額） ※特に必要と認める場合は、上限額の1.5倍まで貸付可能。
就学支度費 就学支度費の取扱いは入学日の前日まで	高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	36万円（一括）

貸与限度額

資金	区分		自宅通学	自宅外通学
修学資金	高校	公立	27,000円	34,500円
		私立	45,000円	52,500円
	高等専門学校	公立	31,500円	33,750円
		私立	48,000円	52,500円
就学支度資金	高校	公立	150,000円	160,000円
		私立	410,000円	420,000円

※修学資金は連帯保証人を立てた場合の限度額。
※生活保護世帯は貸付限度額が異なる。
※専修学校（高等課程）の貸与額は高校と同額。

資金名	貸付限度額
就学準備金（入学金を除く）	3万円 (2・3年次の6月)
介護実習費	3万円（年額）
国家試験対策 受験対策費用	4万円（年額）
就職準備金	20万円(卒業時)

※貸付利子：無利子
※貸付期間：正規の修学期間